平成２２年（フ）第１５６号
岐阜県養老郡養老町船附734番地４
債務者　中島小夜子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２５０３号
名古屋市緑区鳴丘１丁目1328番地
債務者　溝口　孝子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６０６号
愛知県瀬戸市萩山台７丁目４番502号
債務者　越智　清子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４４号
愛知県知多市巽が丘１丁目100番地
債務者　荒木　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７９３号
大阪市港区弁天５丁目14番１―103号
債務者　玉城貴美子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５６号
大阪市城東区東中浜５丁目２番５号
債務者　林　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９９号
大阪府東大阪市横沼町３丁目９番８号
債務者　井上　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０５号
大阪府大東市中垣内１丁目８番34号
債務者　中岡　和枝
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１０号
大阪市東住吉区矢田６丁目９番10号　グランドハイム305号
債務者　川本　真紀（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４６号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番17号
債務者　吉田保津子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１２号
大阪府池田市城南３丁目11番６号　エクセライフ池田304号
債務者　高田　保枝
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４１号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番７号　広島マンション３―５号
債務者　三木由美こと　李　　蓮姫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０１５号
大阪府八尾市水越１丁目76番地の２　レオパレスアロンジェ209号
債務者　安岡　里恵（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３６号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地５棟401号
債務者　清水繁男こと　韓　　永賛
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５５号
大阪府池田市神田２丁目21番９号
債務者　永田とみ子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９８号
大阪市住之江区御崎２丁目９番９―809号
債務者　藤條美惠子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０５号
大阪府豊中市長興寺北３丁目16番１―503号
債務者　渡辺　　怜
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目16番１―503号
債務者　渡辺美枝子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部